

2014年3月4日 講演レジメ:

TPPについて「攻めの農政」で私たちの食・暮らしと

地域農業はどうか、どう立ち向かうか

農民運動全国連合会事務局長 笹渡義夫

【TPPについて】

1、“合意”を先送りしたTPP閣僚会合について

(1)「最後の会合」と位置づけられたTPP閣僚会合だった

甘利TPP担当大臣は今回の閣僚会議を「2月の閣僚会合で決めないとTPP交渉は『無期延期』になる危険性がある」と発言し、TPP参加12カ国も「最後の閣僚会合」と位置づけて交渉に臨んだ。しかし、「共同宣言」では「さらなる躍進をとげた」「前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した」と成果を誇示しているが、「可能な限り早期に交渉を妥結することを約束」しただけで、合意の期限も、次回の会合日程さえも明示できないまま終わった。

(2)合意を先送りせざるを得なかった背景

①国内外の運動の成果

- * 日米協議がまとまらなかったことによる“ドミノ”が起きた(パブリックシチズン)。「交渉から撤退せよ」「国益と5品目を守れ」の草の根の世論と運動の成果であり、“漂流”の危機に追い込んだ国民世論と運動に確信をもとう。
- * 交渉をリードしているアメリカでも、政権与党に大きな影響力を持った550団体が上下両院の全議員にTPP反対の書簡を送るなど、オバマ政権を包囲。
レイムダック化しているオバマ政権は、議会でTPA(大統領貿易促進権限)法を成立させる見通しがたっていない。オバマ大統領の足元、民主党下院議員の75%が反対し、民主党のリード上院院内総務もTPA法案反対を明言。「日本でいえば石破自民党幹事長が反対しているような話」(甘利大臣)。アメリカ国内の反対世論に包囲されたオバマ政権が追い詰められて譲歩する余地がなかった。

②強欲なアメリカ「一つ譲れば、もう一つよこせ。二つ譲れば、根こそぎよこせ」

- * 安倍政権は、米や麦、牛肉、乳製品、砂糖などの「重要5項目」586品目のうち半分近い加工品の自由化に踏み込む「自由化率95%」を提案し、アメリカからの主食米輸入の拡大など「聖域」に踏み込んだ提案をしている。
- * 「農産5項目の関税維持に配慮」(2013年2月・日米共同声明)は空文句で、アメリカの圧力は尋常ではない。アメリカ議会は、日本をねらい撃ちにして「高関税の農産物の市場開放に優先順位を置き、相手国の関税をアメリカの関税と同じか、それ以下の水準にまで引き下げさせろ」とオバマ大統領に要求。日本の米関税1^キ。341円に対し、アメリカの米関税は1円そこそこで、事実上の関税ゼロ。安倍首相は「守るべきは守る」と言うが、アメリカは聞く耳をまったく持っていないのが実態。

③21分野中、半分が難航、交渉参加国の多くがアメリカ型ルールの押しつけに反対

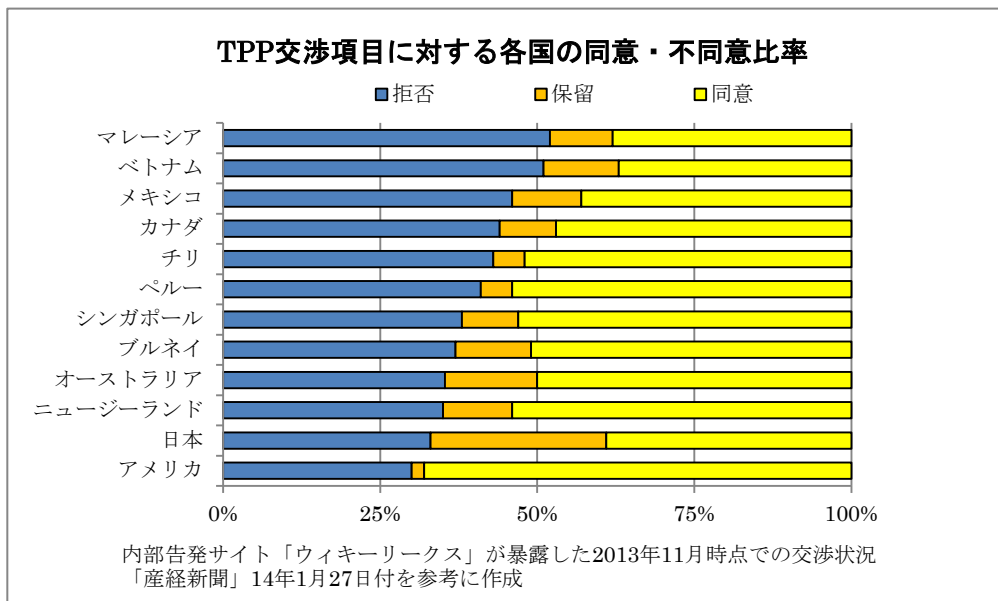
交渉の対立点は、アメリカが多国籍企業の利益を最大化することを目的に、各国の経済主権を踏みこじり、弱肉強食の競争原理を押し付けるところにある。

何が難航し、何がまとまっているのかも「秘密」とされているが、閣僚会合前までの報道によると、21分野中、ほぼ合意に達しているといわれる分野は12にすぎなかった。

* 対立は日米間だけではない。TPP で交渉されている 21 分野のうち、マレーシアやベトナム、メキシコなど多くの国が半分以上の分野で「拒否」「保留」の態度。大部分が、アメリカ型ルールへの押しつけに対する反発。今回の交渉で一部、前進した分野があるといわれるが、対立の基本構図は変わっていない。

* マレーシアのムスタパ通産相は茂木経産相に「TPP は3年間交渉してきたが、アジアの諸国にとって交渉は一段と難しくなっている」「我々にとって難しい分野は、知的財産と国有企業だ。対等な競争条件を求めてくる国がまだいる。妥結にはもっと時間がかかるだろう」と打ち明けた。ムスタパ氏の発言を聞いた経産省幹部は「アジアの米国への反発は交渉を重ねるほどむしろ強まっている」と驚きを隠さない(日経 12.2.4)。チリの新大統領はチリの利益にならないTPPの見直し発言。

TPP交渉21分野の状況		
	物品市場アクセス	関税の削減や撤廃
最	原産地規則	関税減免の対象となる製品の基準
難	政府調達	公共事業発注のルール
航	知的財産	医薬品の特許、模倣品や海賊版対策
6	競争政策	国有企業の扱い、カルテルなどの防止
	環境	漁業補助金、環境基準
やや	投資	ISD条項、内外の投資家を差別しない
難	金融サービス	国境を越えた金融規制の整備
航	労働	貿易や投資促進のために労働基準を
3		緩和しない
	衛生植物検疫	食品の安全、動植物の病虫害対策のルール
ほ	貿易円滑化	税関手続きの簡素化など
ぼ	貿易の技術的障害	安全基準の規格などが貿易の障害にならない
合		いようにする
意	貿易救済	セーフガードなど輸入急増への措置
	越境サービス	サービス分野のルール整備
12	商用関係者の移動	海外出張者の入国手続きの簡素化
	通信サービス	通信網利用などのルール整備
	電子商取引	インターネット取引の環境・ルール整備
	制度的事項	協定の運用を協議する委員会の設置
	紛争解決	参加国同士の紛争を解決する手続き
	協力	協定を守る体制が不十分な国への支援
	分野横断的事項	複数分野にわたる規制への対応
東京新聞、産経新聞の報道(12.12.11)を参考に作成		



- * 知的財産の分野では、薬品の特許保護期間の延長を迫るアメリカに新興国側がジェネリック医薬品の利用は死活問題として強く抵抗。
- * 国有企業と外国企業を同等に扱う競争政策や政府調達でも、力まかせに自由化原理を押しつけようとするのが反発をよんでいる。「保護」政策を使って現在の地位に登り詰めた工業国が、自らが初期に使った政策と制度を発展途上国が使うことを禁止するのは道理に合わない。
- * 一部で合意済みと報道されている「投資家と国家との紛争解決 (ISD)」条項は、外国投資家の提訴によって参加国の環境・健康などの公共政策を破たんさせるとして抵抗が続いている。

(3)アメリカの腰巾着となって、矛盾が深化するTPPを引っ張っている安倍政権

安倍首相は1月22日、スイス・ダボスでの世界経済フォーラム年次会議で「TPPは、私の経済政策を支える支柱」と発言。そもそも選挙公約・国会決議違反は、農産物にとどまらない。「国民皆保険制度を守る」「食の安全・安心の基準を守る」「国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない」「政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる」などの公約も次々に踏みにじられている。

2、改めてTPPで国民生活はどんな影響をうけるのか—— 農業と医療を中心に

① TPP は農業だけの問題ではない。しかし、農業に決定的な打撃を与える

TPP の影響試算

	10年11月の試算	13年3月の試算
食料自給率(カロリーベース)	39% ⇒ 13%	39% ⇒ 27%
穀物自給率	27% ⇒ 2.6%	27% ⇒ 17%
主な品目の生産減少率		
米	90%	32%
小麦	99%	99%
砂糖	100%	100%
牛乳・乳製品	56%	45%
牛肉	75%	68%

資料：農林水産省「国境保護撤廃による農林水産物生産等への影響試算」(2010年11月)、内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」(2013年3月)

* TPP に入れば、日本の米生産は 32%、250 万トンも減る——これが政府の 13 年 3 月の試算。しかし、米の国際流通の専門家は、アメリカから 300~400 万トン、ベトナムから 100 万トン輸入され、国内生産は半分以下になると試算(伊東正一・九州大学教授)。

* 日本国民は 1 日 3 食のうち 2 食を輸入に依存しているが、TPP で 3 日 9 食のうち 8 食 or 7 食を輸入に依存することになる。更に自給率を低下させて輸入を拡大することは、食料供給を不安定化させる。同時に、国連は 10 億人の飢餓人口を当面、半分に減らすことを目標にしている。世界人口の 2% にすぎない日本は今でも世界の食料流通量の 10% を独り占めしている。さらに輸入比重が増えれば飢餓を抱える途上国の食糧を奪うことになる。

* TPP に便乗して生産を縮小する「農政改革」(後述)

②食の安全も重大な影響を受ける

食品添加物の大幅緩和

アメリカが「非関税障壁」攻撃を集中しているのは、日本の認可する食品添加物が「少なすぎる」こと。農薬(殺菌剤=カビ防止)を「食品添加物」に認めさせたい、非表示を要求している。「日本の法律は、ポストハーベスト(収穫後散布農薬)の防カビ剤を含むすべての食品添加物の表示を要求。このような重大な障壁は、日本の消費者が米国産品を購入することを不必要に妨げている」(通商代表部『外国貿易障壁報告書』)

衛生・植物検疫(SPS)

「個別案件ごとに科学的根拠にもとづいて慎重に検討することが難しくなる」「WTO・SPS 協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある」と政府が懸念。

BSE

すでに 2013 年 2 月に TPP 参加の入場料として輸入月齢制限を 20 か月以下から 30 か月以下に緩和。2013 年のアメリカ産牛肉の輸入が 186,000 トンと 41% 増。

遺伝子組み換え食品の表示の廃止

アメリカは日本への遺伝子組み換え食品の輸入拡大と技術の売り込みをねらっている。その皮切りに「遺伝子表示」の廃止を要求。

さらに、米倉経団連会長が会長を務める住友化学は世界最大の遺伝子組み換え企業であるモンサントと、雑草防除分野における長期的な協力関係を構築することで合意し、契約を締結。TPP を使って遺伝子組み換え表示の撤廃や、遺伝子組み換え大豆の栽培規制緩和などに乗り出してくる可能性が強い。30 ヶ所に農業生産法人を立ち上げる計画。

③TPP に便乗して生産を縮小する「農政改革」(後述)

3、アメリカ型「命の沙汰も金次第」、多国籍企業の利益を最大化する社会に

(1)社会に国保・健保も瓦解のおそれ

* 米韓 FTA の事例からみて深刻なのは医療制度の自由化。日本医師会は、次のような問題点を指摘している。①公的医療保険制度のないアメリカの基準に従って、民間医療保険の押しつけ⇒健保・国保制度の縮小・瓦解。②営利本位の株式会社の医療への参入⇒不採算な地域(農村)・患者・部門からの撤退。③医師・看護師の国際移動⇒医師の不足と偏在に拍車をかけ、地域医療を崩壊させる。

アメリカ合衆国(ロサンゼルス) 医療事情 (ジェイアイ障害火災保険調べ)

No	項目	内容	日本(参考)
1	救急車の料金	①公営:基本料金 41,700 円+走行加算 1,500 円/マイル ②民営:同程度	①無料 ②通常利用しない
2	初診料	18,400 円	2,700 円
3	病院部屋代 (1 日当たり)	①相部屋:162,400 円 ②個室:270,700 円 ③ICU:433,200~649,700 円	①17,000 円 ②20,000~50,000 円 ③87,600 円
4	盲腸手術の治療費	①総費用:1,624,400~2,165,800 円 ②平均入院日数:2 日	①400,000 円 ②4~7 日間
5	骨折時の治療費 (橈骨末端閉鎖性骨折)	65,000 円	15,000 円

③公共事業・公共発注を外国資本に大幅開放のおそれ

TPP は、外国資本への入札公開基準を大幅に引き下げ、対象発注者は区市町村段階にまで。危うい「住宅リフォーム助成制度」。学校給食を外国資本が受注し、輸入冷凍食品による学校給食の恐れも。安全も地場産給食も雇用もピンチ。循環型の地域振興策ができなくなる可能性がある。

政府調達における入札公開基準の変化

	TPP以前 (WTO協定)	TPP
建設 (公共事業)	19億円	6億3000万円
建設のための技術的サービス	1億9000万円	630万円
物品	2500万円	630万円
対象となる発注者	国および国の機関 都道府県・政令市	左に加え、全市町村

『TPPが日本を壊す』(広宮孝信、扶桑社新書)、WTO政府調達協定から作成

④金融・保険

バブル化し、カジノ(賭博場)資本主義の様相を強めているアメリカの最大のねらいは金融・保険。銀行と保険会社の規制緩和に続き、郵政の民営化と農協・団体共済の規制緩和。

(2)TPPは単なる貿易協定ではない——「毒素条項」

①ISD(投資企業が相手国政府を提訴できる取り決め)

投資した企業が、投資先国の政策によって損害を被った場合、世界銀行傘下の国際投資仲裁センターに提訴できる。投資先国の国内法での裁判はできず、判決に不服でも上告はできない。NAFTAでの紛争件数46件中、米が訴えられたのは15件で敗訴はなし。世銀傘下の国際投資仲裁センターの歴代総裁は米国人。最大の融資国も米。負けるはずがない。

②どんなケースが起こりうるか

* 政府が外資業者に許可した廃棄物処理で、有毒物質で環境と住民の健康破壊が起き、自治体

が施設利用を不許可にした。

- * 有害毒性の指摘がある添加物を含有したガソリンの輸入を政府が禁止した。
- * 政府が薬品の臨床実験が十分でないとして、特許を与えなかった。
- * アメリカ産牛肉からBSプリオンを発見…同じくO-157が発生して牛肉の輸入を止めた。
- * 政府が原発ゼロ、廃炉に踏み出したら…

4、TPP交渉は死んでいない。漂流の可能性と“急展開”する危険の両面が

甘利大臣は閣僚会合終了後の会見で、交渉は「70～80%のところまでできている」とし、今後の日米協議とTPP交渉の推進に意欲を示した。アメリカが少しでも“譲歩”すれば農産5項目の関税で譲歩する危険がある。

事務レベルの日米協議は続行される見込みであり、11月の米中間選挙の日程をにらんで4月のオバマ大統領訪日をテコに日米合意を決着させるねらいもあり、事態が急展開する危険も否定できない。

5、3年間の運動に確信をもって

「漂流」状況を作り出してきた力は、国内と国際的な反対運動。さまざまな潮流が連携をとりながらTPP反対運動を進めてきた最新の到達点は、12月8日に行われた「これでいいのか?! TPP 12.8大行動」。この行動には、マハティール・マレーシア元首相がメッセージを寄せ、多くの県段階のJAグループ、17生協も賛同するなど、これまでの枠を突破する取り組みに発展している。

政府を追い込む大きな力になったのが、44道府県議会と90%を超える市町村議会がTPP参加に反対あるいは懸念する決議を採択し、再決議も相次いでいること。

TPP反対の一点での共同運動が大きく広がり、北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、群馬、滋賀など、いくつもの県で立場を超えた協同組織が立ち上げられ、地域段階にも広がっている。

TPPをめぐる攻防は文字通り山場を迎えている。準備が始まっている「これでいいのか?! TPP大行動」の2014年版(3月30日予定)と、「春を呼ぶグリーン・ウェブ行動」を大きく成功させるとともに、国際連帯の運動を発展させ、TPPの息の根を止めるために全力をあげよう。

「攻めの農政」で

【「攻めの農政」で私たちの食・暮らしと地域農業はどうなるか、どう立ち向かうか】

1、この政策の狙いは

(1)TPPへの参加が前提

- ①関税の撤廃を前提に、国際競争力を強めるために「8割の農地を『担い手』が担う構造を作る」。農業の抱えている問題(担い手不足、耕作放棄農地、所得の減少など)解決は農業関係者だけでは困難とし、家族経営農家、兼業農家の存在を敵視。
- ②政府の米に対する政策的関与をやめて市場原理化し、食料の安定生産・安定供給への責任を放棄する。

(2)「農業を成長産業にする」とし、農業・農村、食料を企業のビジネスチャンスにする

「成長産業化」させるには大規模経営や農外企業の参入が不可欠としている——家族経営主体から企業主体に担い手を入れ替えて農業を成長産業にするというもの。

(3)「攻めの農政改革」は、今後の「改革」の第1歩

生産調整や米政策、経営所得対策、直接支払政策、農地政策、構造政策、農協、農業委員会制度など、相互に関連する政策を総見直しがねられている。「特区会議」会議には農協、農業委員会の在り方、企業の農地所有が議題として提案されている。

2、「攻めの農政改革」の内容

(1)47 都道府県に「農地中間管理機構」を設置する

各県に「農地中間管理機構」を設置し、「協力金」と引き換えに農家や集落などから農地を預かり、公募で大規模経営や農外企業に貸し付ける。

<協力金単価>

- * 集落農地の 20%～50%以下 2.0 万円、50%～80 以下 2.8 万円、80%以上 3.6 万円(10 ㍊)
- * 個人の場合 0.5ha 以下 30 万円、0.5ha～2ha 50 万円、2ha 以上 70 万円(戸)
経営転換・リタイアする農家、相続人が対象、農地を 10 年以上貸し付け、農地の受け手がいることが条件。
- * 協力者への協力金 2 万円/10a
機構の借受農地に隣接する交付対象農地で耕作する所有者、所有者が農地を機構に貸しつけた際の、現耕作者が対象。農地を 10 年以上貸し付け、農地の受け手がいることが条件。

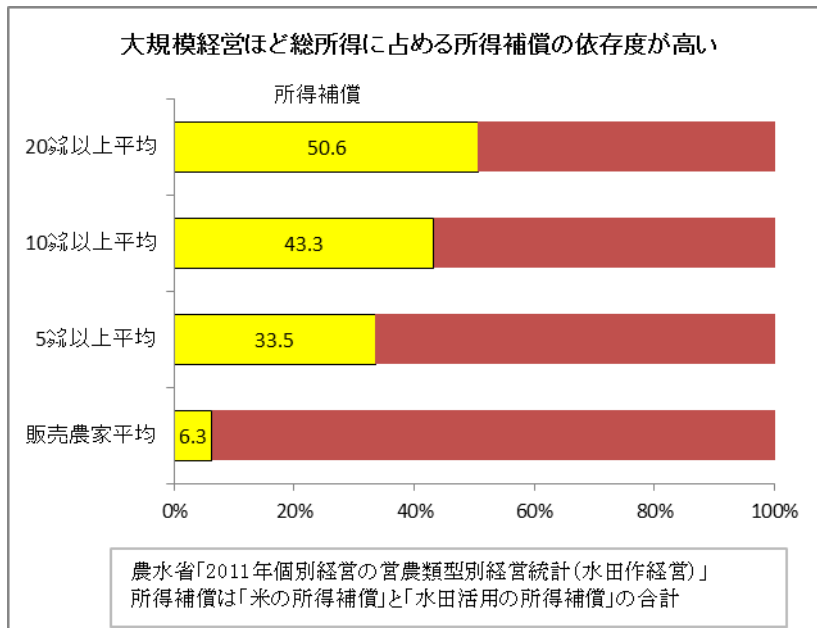
<問題点>

- * 「農地中間管理機構」を議論した「産業競争力会議農業分科会」では、これまでの地域の努力を無視し、「既得権益者のみで決めてはいけない」(新浪剛史・ローソン社長)、「集落民主主義では何も決まらない」(大泉一貫・宮城大教授)などと一刀両断。条件のいい平場農地から「協力金」と引き換えに、農家や集落の農地をまるごと「中間管理機構」に抛出させ、大規模経営や企業にリースさせようというもの。
- * 50 年以上も規模拡大を推進してに実現しなかったものを、「協力金」を使って一気に加勢に推進しようとするもの。一握りの「担い手」に農地を集めたら農村地域は維持できない。
- * 農地法の耕作者主義、農地の地域管理の原則を踏みにじる。農地の権利移動を担う農業委員会の役割を骨抜きし、農地の流動化対策から農協を締め出すもの。
- * 制度自体に矛盾、機能しない可能性が大
 - ・農水省は「『機構』が農地を抱えることはしない」(できない)。「農地の出し手名簿と受け手名簿を同時並行で作成する」。「買い取りは基本的にしない」としている。
 - ・すなわち、農家や地域が「機構」に農地を預けようにも「受け手」がいなければ預けられず、協力金ももらえない。地域が最も頭を抱えている耕作放棄地対策が欠如。「受け手」がリース契約を解除して新たな「受け手」が見つからなければ農地は所有者に戻されるため、逆に耕作放棄地を増やすことにもなりかねない。
- * 農地の「出し手」と「受け手」を探す役割は、農地管理の権限を奪われて「機構」から業務委託される自治体(農業委員会)。

(2)「米の直接支払交付金」を半減して 2017 年で打ち切る

- * 民主党政権がつくった 10 ㍊ 15000 円の「米の直接支払交付金」を今年から 7500 円に半減し、2017 年で打ち切る。
- * 米価が下落した場合、標準価格との差額を補てんする「米価変動補てん交付金」も廃止。畑作物の直接支払交付金(ゲタ)は、価格を見直し、2015 年からは認定農業者と集落営農、認定就農者に限定。収入減少影

響緩和対策(ナラシ)も 2015 年から対象を絞り込む。



(3)「生産調整」(減反)を廃止する

5年後に政府が「生産数量目標」を示すことをやめ、「農家が自らの判断で需要に応じた生産が行われるように環境を整備する」としている。

①1970年に100万トンを減産して以来、43年間続けられてきた生産調整の背景

- * 1960年以降の輸入自由化政策で農産物価格が低下した中で、食管法で価格が安定していた米に生産が集中したこと。
- * アメリカの食料戦略で輸入小麦の消費が増えるなど食生活の変化で米の消費が減少し、「米の過剰」がつくられた。
- * 強制的に押し付けられた生産調整
 - ・生産調整が一律に、しかも強制的に押し付けられ、目標を達成できない自治体には予算上の差別が持ち込まれ、生産調整に参加しない農家に対し、肥料等の価格を上乘せする農協もあった。集落内での対立が引き起こされ、自殺に追い込まれる事件さえ発生した。
 - ・湿田などの水田の条件で米以外の作物に転作できない地域では適地適作を無視した作物が押し付けられ、それも困難な場合は青刈りが押し付けられ、農家の生産意欲が著しく低下した。こうしておびただしい休耕田が作られる原因となった。

②一方で、食管法が廃止されたもとの一定の役割も

政府の「需要に応じた生産の確保」という需給調整機能は、「食管制度」が廃止されたもとの、不十分なながらも価格の維持や転作補助金による所得補てんの役割がある。

③なぜ廃止か、そのもたらすものは

政府が米の「生産目標」を示さず、農家が米価の動向を判断して、来年は主食用米を作るか、飼料米や麦などを作るかを判断せよというが、TPPに参加すればアメリカやベトナムなどから米が輸入されて「生産調整」が機能しなくなるから。TPPに便乗して政府が米の需給と生産に対する責任を全面的に放棄するためのもの。

政府は米の生産費を4割削減(1俵 9600 円米価)を目標にしている。米価の下落、不安定化が避けられない。TPPの地ならしとして、米の生産そのものを大幅に減らす——これこそが「攻めの農政改革」のねらい。生産調整の廃止は米政策からの農協の排除でもある。

(4) 毒だらけの「攻めの農政改革」の中での「ウリ」の政策

① 主食から飼料用米に生産を添加すれば最高で 10 ㍏あたり 10 万 5 千円を交付

主食用米をやめて飼料用米を生産すれば生産量に応じて最高で 10aあたり 10 万 5 千円(最低で 5 万 5 千円)を交付する。

水田フル活用の「目玉」として、今後、需要増が見込まれる飼料用米を本作として打ち出し、数量払を導入して最高で 10 ㍏あたり 10 万 5 千円(最低で 5 万 5 千円)を交付するとしている。毎年8万トづつ生産を拡大し、農家所得が 13%増える(農水省)と豪語している。

* “絵に描いた餅”になりかねない政策

水田で飼料米を生産することは必要ですが、最高の 10 万 5000 円の交付を受けるためには 680 ㍏(全国平均)の収量が必要。しかも輸入トウモロコシ並の価格(㍏ 20~30 円)が前提です。飼料米は養鶏以外の畜種にはほとんど普及されておらず、農家と飼料実需者とのマッチング、種の確保、コンタミネーション(混ざる)、乾燥調製施設の不備など難問山積。政府は、「飼料米は 450 万トの需要が見込める」といいますが、2014 年予算で見込んでいるのはたった 26 万ト程度。“絵に描いた餅”になりかねない無責任なもの。

② 「日本型直接払い」(多面的機能払い)

農家個々ではなく、地域が共同で行う農地、水路、農道を維持するためのとりくみのコストを田、畑、草地に面積払いで補てんするもの。

	農地維持払い(円)	資源向上支払(円)	資源向上支払 (長寿化)
田(都府県/道)	3000/2300	2400/1920	4400/3400
畑(同上)	2000/1000	1440/480	2000/600
草地(同上)	250/130	240/120	400/400

③ 構造改革を後押しするための「日本型直接払い」

* 地域の取り組みへの支援の拡充は必要だが、この制度のねらいは「担い手の負担を軽減し、構造改革を後押し」すること。農地の 8 割を大規模経営や農外企業が担うことになれば、多くの農家が“土地持ち非農家”となり、総出で行ってきた農地や水路、農道の維持管理が困難になり担い手の負担が増える。特に「農地中間管理機構」を通じて農外の企業が参入すれば、地域の共同作業は一層、困難になる。農家の多数を農業から締め出して集落機能を弱める方向に踏み出しながら、草刈りと水路の維持管理に「土地持ち非農家」をつなぎとめるねらいが見え見えで、今後、現場での矛盾は避けられない。

3、今こそ食糧主権の立場に立った農政を

(1) 世界の流れは、家族経営農業による食料の増産と食料自給率の向上

① 1996 年の世界食糧サミット以来の国連機関の努力

* 国際的な食糧危機が深化しているもとの、FAO(国連食糧農業機構)が 1996 年の世界食料サミットで「全ての人にとっての食糧安全保障の達成」や、その達成のための「地域ごとの食料増産の

努力」を呼びかけ、「農業の多面的機能を考慮しつつ、持続可能な農林水産業および農村開発政策を追求する」とした宣言。各国に2015年までに飢餓を半減するための努力を呼びかけた。

* 2002年の「5年後会合」では、2004年を「国際米年」と位置づけたキャンペーンを展開。2014年を「国際家族農業年」としてキャンペーンを行っている。

* 2004年の国連の第60人権委員会に提出された「ジグレール報告書」は、食糧主権ははじめて位置付けた。

※「食糧主権とは、人々やコミュニティ、国が、自分たちの農業・食糧・土地などの政策を、社会的にも経済的にも文化的にも、それぞれの独特の条件にふさわしいものとして規定する権利である」。

(2) 農政の抜本的転換を

① TPPへの参加はやめるべき

TPP参加を前提にした市場原理一辺倒の「農政改革」はなりたちません。TPP参加をやめて農産物の輸入をコントロールすべき。

② 価格保障と所得補償を組み合わせた制度こそ食料自給率向上と担い手確保、農業再生のカギ

* 米価をさらに下落させ、下落時の支えをなくしたら、規模拡大しても経営は維持できない。生産費を償う価格保障と所得補償を組み合わせた制度を確立することこそが、担い手確保や耕作放棄農地を解消し、食料自給率を向上させるカギ。

* 政府が主食用、加工用、飼料用など米の需給に責任を持ち、生産費をつぐなう価格で多様な適地適作の作物の転作に誘導すべし。

③ 多様な担い手つくりでこそ

2014年は国連が定めた「国際家族農業年」。世界の流れにさからって経営規模の小さい農家や兼業農家を敵視して農業から締め出すことは許されません。若い担い手確保を国、自治体、団体があげてとりくみ、定年帰農への支援など、老壮青のバランスのとれた農業構造にすべき。

EUが行っている地域支払のように、都市と農村の格差是正や持続可能な農村を維持するための支援に踏み出すべきです。

(3) 運動方向として

① 「攻めの農政改革」は破たんせざるを得ない

* 現場の実情を無視した政策は必ず破綻する。2009年の政権交代は、当時の自民党政権による強引な農地の集積と家族経営農業を排除する「品目横断的経営安定政策」も一因。

* 4年後、5年後に安倍内閣は存在しているのか。農民や農村だけの問題ではない。

② 現場での対応と運動の方向

* ねらいや本質を批判しながら、利用できるものは利用する。それが可能になる制度・運用の見直しも求める。例えば、農地管理機構では、受け手のいない農地も対象とし、貸付先は小規模農家も対象にさせるなど。多面的機能払いも。

* 経営所得安定対策で当面、減額されようとしている10㌦7500円分を上回る米の収量を確保する取り組みを強める。

* 地域で主体的に話し合い、助け合いを基礎にした多様な形態で生産を維持するとりくみを広げ、農外企業の進出を許さない運動を進める。地域主体の「人・農地プラン」作る。

- * 環境と安全に配慮した適地適作の産地作りや、地産地消、農商工連携による地域循環型の地域作り、都市と連携した販路作りで、お金と人を呼び込むとりくみを全国で展開する。こうしたとりくみを推進するための自治体の農業振興策を確立させる。
- * 新規就農支援制度も活用して親元就農を広げ、勤労青年を新規就農者として迎え入れて育成。定年退職者の帰農を促進・援助し、高齢者の知恵と意欲を引き出すなど、多様な担い手作りの実践。
- * 構造改革推進のための補助金ではなく、地域間格差是正と農山村の存続を支えるための地域の取り組みへの援助制度や集落営農などのとりくみに対する援助制度を要求する。
- * 地域作りの重要な柱として、再生可能エネルギーの取り組みの展開。
- * 農協の役割の否定、事業分離などの攻撃を許さず、農協に地域作りの拠点の役割を担ってもらい、発揮させる働きかけを強める。